



令和6年8月21日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年8月21日貴職から、令和6年8月5日付け茨城県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する茨城県労働組合総連合、茨城県自治体労働組合連合、全日本年金者組合茨城県本部、茨城県高等学校教職員組合、全労連・全国一般労働組合茨城地方本部、全日本建設交運一般労働組合茨城県本部からの異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。